

# 2020年度診療報酬改定に伴う 「先進医療給付特約」のお支払い対象技術について

## 1. 2020年度診療報酬改定における「先進医療」の見直しの方向性について

- 「先進医療」とは、公的医療保険における保険給付の対象となっていない、厚生労働大臣が認める高度な医療技術であり、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・ケガ・それらの症状）および実施する医療機関が限定されています。
- 「先進医療」として実施される医療技術は、適宜追加・削除が行なわれますが、原則2年に1回行なわれる診療報酬改定時には、実績をふまえ、有効性・安全性・費用対効果等を評価し、公的医療保険制度への導入や、先進医療からの削除について検討が行なわれます。
- **以下の2つの技術については、その有効性、効率性等が十分に示されていないという理由により、先進医療から削除する方向で検討することが適当であると評価されたため、2020年4月1日より先進医療から削除される見込みです。**  
※ 2020年3月末の厚生労働省告示をもって決定される見込みです。

### 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

### 歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

※ 「先進医療」による治療のうち、一般的な治療と共通する部分の費用（診察・投薬・入院料等）は公的医療保険制度における給付対象となりますが、「先進医療」の技術に係る費用は公的医療保険制度における給付対象とならず、全額自己負担となります。

出典 厚生労働省「中央社会保険医療協議会 総会（第441回）議事次第【先進医療会議からの報告について】」に基づき当社作成

## 2. 「医療費支援制度」の先進医療給付金のお支払いについて

- 「医療費支援制度」は先進医療による療養を受けたとき、先進医療の技術に係る費用と同額を「先進医療給付金」としてお支払いします。
- **1.に記載の2つの技術が2020年4月1日より先進医療から削除された場合、4月1日以降に治療を受けられても先進医療給付金のお支払いはできませんのでご注意ください。**

※ お支払いの対象となる「先進医療」は、『**治療を受けた時点**』で、次の①～③のすべてに該当している場合に限りです。①～③は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

- ① 厚生労働大臣が認める「医療技術」
- ② 医療技術ごとの要件を満たす「適応症」
- ③ 所定の基準を満たす「医療機関」で治療

### 【お問い合わせ先】

引受会社 明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部 法人営業部  
TEL：022-261-4270 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00  
〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-4-1 明治安田生命仙台ビル6階